

一般社団法人 日本臨床栄養代謝学会
2020年度 第3回臨時理事会議事録要旨

日 時：2020年11月9日（月）19：00～21：15

場 所：滋賀医科大学 栄養治療部 教授室（web 会議システム「Zoom」使用）

オンライン：副理事長：佐々木雅也

特任顧問：平田公一、平井敏弘

理 事：飯島正平、石井良昌、犬飼道雄、遠藤陽子、小谷穰治、小山 諭、斎藤恵子、
篠 聡子、清水孝宏、鈴木 裕、祖父江和哉、高増哲也、中瀬 一、鍋谷圭宏、
野上哲史、福島亮治、二村昭彦、丸山道生、三原千恵、室井延之、山中英治、
吉田貞夫、鷺澤尚宏

監 事：田妻 進、寺本房子、土岐 彰、比企直樹

事務局幹事：伊藤彰博

記 録：瀧田実隆（事務局）

欠 席 者：理 事 長：東口高志

（敬称略：五十音順）

議 題：

I. 副理事長挨拶

はじめに今回の臨時理事会は、東口理事長が体調不良のため、定款第4章第14条に則り、佐々木副理事長が議長となり審議に入ることが承認された。議長は、本日の理事会は出席者が自身の画像を映し出すことを前提として web 会議システムを利用して行う旨を述べ、出席者が一堂に会するのと同等に意見表明が互いにできる状態となっていることを確認した。続けて、定款第5章第28条に則り、2020年度第3回臨時理事会を開催することが宣言され、定款第5章第30条に則り、議長は副理事長が務め、議事録署名は定款第33条に則り、副理事長と田妻 進、寺本房子、土岐 彰、比企直樹監事となることが確認された。

II. 体調不良に伴う理事長業務について

東口理事長が体調不良により職務を全うできないため、2021年2月まで佐々木副理事長を理事長代理とすることが承認された。2021年2月の社員総会は理事長代理が進行を行い、理事の改正に伴い新理事長を選出の運びとすることが承認された。

III. 新型コロナウイルス感染拡大下における社員総会開催について

1. 社員総会招集通知について

社員総会招集通知には、以下の議事を記載することが確認され、承認された。

- ・ 庶務報告
- ・ 会計関連事項（第35回学術集会決算、2020年度決算、2021年度予算案）
- ・ 2020年事業報告
- ・ 2021年事業計画案
- ・ 各委員会審議事項
- ・ 各委員会報告事項
- ・ 新理事の選出（立候補締め切り前につき選出予定者は不明）
- ・ 新理事長の選出（立候補予定者の確認前のため選出予定者は不明）
- ・ 監事の選出（監事候補者未定のため選出予定者は不明）

- ・第39回学術集會會長選出（立候補締め切り前につき選出予定者は不明）
- ・名誉会員・特別会員推戴
- ・各種アワード受賞者等表彰
- ・その他

【第8回 定時社員総会】

日時：2021年2月17日(水) 16:00～18:30

18:00～19:00(名誉会員・特別会員推戴式)

会場：神戸コンベンションセンター

2. 社員総会の開催形式について

2021年社員総会はハイブリット開催にて計画されているが、議決権の執行に関して、リモートで議決権を行使するには本人確認と集計上の課題が大きく、専用のアプリなどで本人確認とアクセス履歴などのログを集計できるシステムが必要であり、質の担保の観点から困難であると報告があった。そのため、2021年社員総会は当日参加者のみでの議決権執行にとどめ、欠席者は委任状での議決権の執行とし、リモートでの参加者は聴講を可能とするが議決権は執行できないこととする案が承認された。しかし、COVID-19感染拡大の影響から完全オンラインで開催せざるをえない場合も起こりえることから、完全オンラインとなった場合の議決権の執行方法についても検討が必要であると報告された。

3. 議案議決方法について

2021年の選挙（ハイブリッド開催を前提）においては、以下の形式で行うこととすることが確認された。

① 開票は当日社員総会内に選挙管理委員会のものを行う。

（2021年選挙では投票行為だけが郵送での実施になった点以外は従来の方法にとどめる）

② 郵便投票では二重封筒による無記名とし、専用封筒を用意し特定記録で代議員へ送付する。

③ 送付されてきた投票用紙は外封筒により選挙人を確認し、中封筒は開封せず投票箱に投函する。

④ 社員総会では、投函された中封筒の開封作業から開始し、以後は例年通りの手順で実施する。また、すべての選挙で郵送による選挙権行使の実施は可能であるが、現在の定款施行細則には記載がないため、変更が必要であると報告があった。

IV. 選挙・開票方法について

選挙・開票方法について、以下のように定款施行細則を変更することが承認された。

■ 一般社団法人 日本臨床栄養代謝学会 定款施行細則

変更前	変更後
<p>(選挙理事の任期)</p> <p>第11条 選挙理事の任期は1期2年とし、2年毎に半数を改選、半数を信任とする。</p> <p>2 選挙理事は就任後2回目の定時社員総会で信任を受け、4回目の定時社員総会に改選となる。再任を妨げないが、連続4期8年までとする。</p> <p>3 <u>理事に欠員が生じる場合は、欠員が生じた後の選挙の年に改選選挙理事10</u></p>	<p>(選挙理事の任期)</p> <p>第11条 選挙理事の任期は1期2年とし、2年毎に半数を改選、半数を信任とする。</p> <p>2 選挙理事は就任後2回目の定時社員総会で信任を受け、4回目の定時社員総会に改選となる。再任を妨げないが、連続4期8年までとする。</p> <p>3 選挙理事が20名に満たなくなった場合は、その後直近の選挙において改</p>

名に理事の欠員数を加えて選挙を行い、
11番目以降の順位のものについては任期2年の選挙理事とする。

4 2011年2月、2013年2月に選出された選挙理事については、それぞれその任期中であっても、満66歳に達した後の3月31日をもって退任する。

5 選挙理事が任期の途中で前項の場合以外の事由で退任した場合に後任で選出された理事の任期は前任者の残期間とする。

(推薦理事の任期)

第12条 推薦理事の任期は4年とし、選任後2年の中間年に総会の信任を受ける。

2 推薦理事は、推薦を受けた理事長が退任しても、4年の任期内はその地位を失わない。

(監事の任期)

第13条 監事の任期は4年とし、2名ずつを2年毎に選任する。再任を妨げないが2期8年までとする。

(役員選任の手続)

第16条 役員選任の手続は次のとおりとする。

(1) 社員総会において理事を選挙により

選挙選挙理事10名に加えて、選挙理事が合計20名に満つるまで当選させるものとし、11番目以降の順位のものについては2年後に改選とする。

4 選挙理事が任期の途中で退任した場合において、前項の選挙を待たずに後任の理事を選出する必要がある場合、その理事の任期は前任者の残期間とする。

5 選挙理事が任期の途中で前項の場合以外の事由で退任した場合に後任で選出された理事の任期は前任者の残期間とする。

(推薦理事の任期)

第12条 推薦理事の任期は2年とする。

2 推薦理事は、指名から2年後の社員総会において、必ず理事候補者となるものとし、当初推薦を受けた理事長が退任しても、その地位について影響を受けない。

3 推薦理事が任期の途中で退任した場合において、第18条第3項に基づく選任を待たずに後任の理事を選出する必要がある場合、その理事の任期は前任者の残期間とする。

(監事の任期)

第13条 監事の任期は4年とし、2名ずつを2年毎に選任する。再任を妨げないが2期8年までとする。

2 監事が任期の途中で退任した場合に後任で選出された監事の任期は前任者の残期間とする。

(役員選任の手続)

第16条 役員選任の手続は次のとおりとする。

(1) 選挙理事予定者を選挙により選任

選任する。

- (2) 社員総会を一たん中断し（中断時に退席する代議員から委任状を徴求する。）、選挙により選任された理事により理事予定者会議を開き理事長予定者及び副理事長予定者を選任する。
- (3) 理事長予定者は理事予定者の中から副理事長予定者を指名し、理事予定者以外の代議員から推薦理事を指名する。
- (4) 社員総会を再開して理事（選挙理事及び推薦理事）を選任する。
- (5) 理事会において理事長及び副理事長を選任する。

(選挙理事の選任)

第17条 理事候補者、被推薦者は、以下の各号全てを満たす者に限る。

- (1) 満65歳以下の代議員
 - (2) 連続5年以上の会員歴を有し、会費を完納している者
 - (3) 理事2名の推薦を得た者
- 2 選挙理事の定数は20名以内とし、2年毎にその10名の理事を改選することを原則とする。
- 3 選挙理事の選任は、社員総会における代議員の投票によって行う。委任状による投票は認めない。
- 4 選挙理事の選任は、選任すべき当該理事の人数に等しい数の連記無記名投票によって行う。

する。

- (2) 選挙理事予定者により選挙理事予定者会議を開き理事長予定者及び副理事長予定者を選任する。
- (3) 理事長予定者は選挙理事予定者の中から副理事長予定者を指名し、選挙理事予定者以外の代議員から推薦理事予定者を指名する。
- (4) 社員総会において、選挙理事予定者及び推薦理事予定者を理事候補者とし、理事（選挙理事及び推薦理事）を選任する。
- (5) 理事会において、理事長予定者及び副理事長予定者を候補者とし、理事長及び副理事長を選定する。

(選挙理事の選任)

第17条 理事候補者、被推薦者は、以下の各号全てを満たす者に限る。

- (1) 満65歳以下の代議員
 - (2) 連続5年以上の会員歴を有し、会費を完納している者
 - (3) 理事2名の推薦を得た者
- 2 選挙理事の定数は20名以内とし、2年毎にその10名の理事を改選することを原則とする。
- 3 選挙理事の選任は、別途理事会で定める方法による代議員の投票によって行う。委任状による投票は認めない。
- 4 選挙理事の選任は、選任すべき当該理事の人数に等しい数の連記無記名投票によって行う。ただし、郵送により投票を行う場合には、無記名の投票用紙を用いて投票するにあたり、不正防止等の観点から各代議員が記名した封筒を用いることがあり、電磁的方法により投票を行う場合についてもこれに

<p>5 得票数の多い順に当選者を定め、得票同数の場合は抽選により当選者を決定する。</p> <p>6 選任は理事、監事の順に行う。</p> <p>7 理事となろうとする者は、期日までに所定の書類を学会事務局に届け出なければならない。</p> <p>(推薦理事の選任)</p> <p>第18条 <u>推薦理事は、理事長予定者会議によって選出された理事長予定者によって指名され、理事長予定者会議の后再開される社員総会において選任される。</u></p> <p>2 <u>推薦理事の定数は6名とし、理事長選出時に半数の3名を指名する。</u></p> <p>(選挙管理委員)</p> <p>第20条 理事会において候補者以外の理事、代議員の中から選挙管理委員長を指名する。</p> <p>2 議長は候補者以外の代議員の中から選挙管理委員を選出し、選挙の管理を委嘱する。</p> <p>付則</p>	<p>準じるものとする。</p> <p>5 得票数の多い順に当選者を定め、得票同数の場合は抽選により当選者を決定する。</p> <p>6 選任は理事、監事の順に行う。</p> <p>7 理事となろうとする者は、期日までに所定の書類を学会事務局に届け出なければならない。</p> <p>(推薦理事の選任)</p> <p>第18条 推薦理事は、選挙理事予定者会議によって選出された理事長予定者によって指名され、社員総会において選任される。</p> <p>2 推薦理事の定数は6名とし、理事長予定者選出時に半数の3名を指名する。</p> <p>3 推薦理事が6名に満たなくなった場合は、その後直近の理事長予定者選出時において、推薦理事が合計6名に満つるまで指名を行い、選任するものとし、4番目以降に指名された者については、第12条第2項前段の規定は適用しない。</p> <p>(選挙管理委員)</p> <p>第20条 理事会において候補者以外の理事、代議員の中から選挙管理委員長を指名する。</p> <p>2 選挙管理委員長は候補者以外の代議員の中から選挙管理委員を選出し、選挙の管理を委嘱する。</p> <p>付則</p> <p>14. この規則は、令和2年11月9日一部改定、直ちに施行する。</p>
--	---

V. 監事の選任について

監事の選任については、例年選挙を行わず依頼する形式で行ってきた。定款施行細則と乖離があ

るが、例年通り依頼する形式で選任することが承認された。

また定款施行細則を現行の方法に沿う形で、修正することが承認された。修正案については持ち回りにて審議することが確認された。

VI. 理事立候補者確定時の理事報告の必要性についての周知

理事立候補者確定後、事前に候補者名を本学会理事に報告することが承認された。

VII. 名誉会員・特別会員推戴について

2021年3月31日までに満66歳になられる会員の方の推戴候補者の提案がなされ、下記の通り推戴することが承認された。また本理事会で承認されなかった他推戴候補者については、委員会・三部会活動歴を2010年から2020年まで広げて再度推戴調査し提案することとした。なお推戴調査には各セミナー講師歴は含めないことが確認された。

【代 議 員】阿部 浩子先生、安藤 亮一先生、坂本 八千代先生、外山 健二先生、
矢永 勝彦先生、和佐 勝史先生

【学術評議員】梶谷 伸顕先生、川上 祐子先生、土屋 誉先生

VIII. 栄養学学術連合 栄養サミットに向けたコミットメント作成について

先日の2020年第4回定例理事会にて承認をいただいた、栄養サミットに向けてのコミットメント案の作成について、例えば、京都議定書のCO2削減のような深い内容まで踏みこむことが期待されており、5年弱の期間を目途に日本栄養学学術連合全体で取り組むべきテーマの意見として本学会より提出する必要があることが報告された。

提出期限が2020年11月10日のため、意見があれば2020年11月11日正午までに佐々木副理事長に報告することとし、特になければ佐々木副理事長に一任することが承認された。

IX. 本学会発行テキストブック改訂版について

学会名の変更に伴う「一般社団法人日本静脈経腸栄養学会 静脈経腸栄養テキストブック」改訂版の署名について、編集委員会にて持ち回りで審議を行ったことが報告された。特に反対意見は無いが、「JSPEN」の名前を残す意見が複数あった。それに伴い、表表紙と背表紙の両方に、「日本臨床栄養代謝学会編 JSPEN テキストブック」と署名することが承認された。

X. 報告事項

【鍋谷理事】

日本肥満学会（理事長：門脇 孝先生）と日本肥満症治療学会（理事長：龍野 一郎先生）から、第36回日本臨床栄養代謝学会学術集会ウェブサイトと相互にバナーを掲載したいと依頼があったと報告があり、理事会で承認された。

【佐々木副理事長】

日本臨床栄養学会理事長 菅野 義彦先生より、第66回日本透析医学会学術集会にて開催される静脈栄養に関するシンポジウムをJSPENと合同で行いたいと申し出があり、JSPENと内科医の距離を縮める役に立つとの意見から理事会にて承認された。またJSPENから演者を推薦してほしいと依頼があったと報告があり、飯島理事を推薦することが承認された。

なお菅野 義彦先生はJSPEN会員になることを検討されていることから、会員になられた際には代議員ジャンプアップ制度の利用を勧めることが報告された。

【飯島理事】

・現在のNST委員会のウェブサイトが2020年12月28日をもってサポート終了し、NST部門とし

て本学会ウェブサイト内に統合されることから、現在のウェブサイト作成状況について報告があった。

- ・2020年10月25日に認定医、認定歯科医、NST 専門療法士の資格試験が行われ、無事開催を終えられたと報告があった。申請書提出での試験回避が170人ほどいたが、500名強（当日欠席11名）の会員が受験をされたと報告があった。
- ・現在2単位研究会の調査を行っており、80強の研究会の内、既に70団体の調査が終了していることが報告された。

【小谷理事】

前回の第4回定例理事会にて承認された理事長予定者（新理事長）の選出について確認があり、再度見直し検討することが確認された。

XI. その他 学会の諸問題に対する理事会の方針について

佐々木副理事長より、東口理事長が所属先の藤田学園において処分を受けた件について報告があった。またこの件について学会としての対応策等の議論がなされた後、外部の弁護士に調査を依頼することが承認された。調査担当弁護士への情報提供は、佐々木副理事長、飯島理事、小谷理事が担当することとなった。調査には一定程度の時間を要するが、調査経過・結果については次回の理事会で守秘義務に反しない範囲で担当理事より報告することとなった。

■2021年理事会の予定

社員総会の前に、第1回臨時理事会の開催を検討していることが報告された。

以上

2020年11月9日（月）